

収支構造の適正化に向けた 社会資本整備総合交付金等の交付要件 について

令和3年7月14日

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部

社会資本整備総合交付金等交付にあたっての要件

○使用料の適正化を促進するため、定期的な使用料改定の必要性の検証や人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用について、令和2年度より、社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件として設定。

使用料改定の必要性の検証に関する要件

○公営企業会計の導入済み地方公共団体について、

・少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ※を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表することを交付要件とする。

※概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載
(有識者等の意見を聴いて策定されたもの)

○経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成しなかった場合、汚水について重点配分の対象としない。

○特に、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない団体については、令和7年度以降、汚水について重点配分の対象としない。

※社会資本整備重点計画において、関連する以下の指標を新たに追加。(令和3年5月28日に閣議決定)

重点目標2: 持続可能なインフラメンテナンス 2-1: 計画的なインフラメンテナンスの推進

【重点施策名】持続可能で計画的なインフラ維持管理を行うにあたり、インフラの整備及び減耗コストに対応した、利用者からの使用料の活用を推進。

【指標名】下水道: 適切なメンテナンスを推進するため、下水道使用料等の収入面、維持修繕費等の支出面の更なる適正化に取り組む団体数

定義: 経費回収率向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期並びに定期検証の実施について経営戦略に位置づけている団体数

現状値: 約100団体(R2年度) → 目標値: 約1,400団体(R7年度)

公営企業会計の適用に関する要件

○人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、令和3年度以降の交付要件とする。(H30年度より交付要件化)

○人口3万人未満の地方公共団体※については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していることを、令和7年度以降の交付要件とする。

※既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村を除く。

社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について

国水事第56号(令和2年3月31日)

- ⑥ 公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していることを、下記6. のとおり令和7年度以降の交付要件とする。

6. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ（概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載（有識者等の意見を聴いて策定されたもの））を経営戦略に記載すること。

また、令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2) に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

社会資本整備総合交付金等の交付要件確認についての留意事項

下水道事業課・下水道企画課管理企画指導室企画専門官事務連絡(令和3年6月3日)

交付要件の確認にあたっては、毎年度11月末日の次年度予算要望調書の提出までに、別紙1の「交付要件確認チェックシート」を、各地方公共団体から地方整備局等を経由して下水道事業課へ提出していただくこととします。

チェックシートと共に、経営戦略のうち以下の①～③に関する事項が記載された箇所(いずれも該当部分の抜粋のみで可)の電子ファイルについても別紙2～5に従い提出いただくようお願いします。

【経営戦略におけるロードマップ関連記載事項】

- ① 経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限
- ② 収入増加・支出削減のための具体的取組及び実施時期
- ③ 収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨

交付要件確認チェックシート

	チェックシート記載日	都道府県名	市町村名
1. 公営企業会計の適用状況		適用済み	適用年度 未適用
2. 令和2年度以降※、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施 ※令和2年度までに公営企業会計適用していない場合、「公営企業会計適用した年度以降」とする。）		実施済み	実施年度 未実施
3. 経営戦略の内容			
①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限が記載されているか		記載済み	未記載
②a 経費回収率向上に向け、収入増加のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（使用料の改定、下水道施設・未利用資源の有効活用や接続促進による収入増など、収入を増加させるための取組が記載されていれば可）		記載済み	未記載
②b 経費回収率向上に向け、支出削減のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（包括的民間委託等による維持管理費の削減（新規・継続問わず）や新技術の導入、広域化・共同化、処理場の運転方法の見直し、電力契約の見直しなど、支出削減のための取組が記載されていれば可）		記載済み	未記載
③収支構造の更なる適正化に向けて、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的に検証・見直しを行う旨が記載されているか（表現ぶりは、「〇年毎に検証する」といった大まかなもので可とする※） ※「検証・見直し」の具体的内容としては、収支実績・取組効果の確認、業績目標or収支見通しとの乖離の確認及びその原因分析、今後の取組について検討、見直しを行い、収支見通しの改定等を行うことを想定しており、関連する記述の有無で判断する。		記載済み	未記載
4. 経営戦略が公表されているか		公表済み	未公表

【記入要領】

・上記1.～4.の全てについて記載すること。

・1. で公営企業会計適用済みと回答した団体については、令和7年度以降（令和2年度以降に公営企業会計を適用した団体については、適用年度から5年経過以降）、2.、3.（②はaとbのいずれかのみで可）、4. の全てを満たしていることが交付要件となる。

・なお、人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを交付要件としている。